# 福祉サービス第三者評価事業に関する指針等の改正に 伴う長野県としての対応について (案)

平成 30 年 3 月 26 日付厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名により「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」が発出され、平成 30 年 4 月 1 日から適用となりましたので、長野県の対応策 (案) は以下のとおりです。

| 沙正       | さわ    | <b>た</b> # | 完生   | (抜粋)   |
|----------|-------|------------|------|--------|
| 1 / 2 11 | ~ 4 1 | //: A5     | rvr= | (1//// |

#### 長野県の対応策 (案)

#### (別紙1) 平成30年4月1日適用分

(別紙) 福祉サービス第三者評価事業に関す る指針

- 1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について
- (1)経営者の責務及び福祉サービス第三者 評価事業の位置づけ

社会福祉法第78条第1項では、社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価その他の措置を講ずることにより、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされており、社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。

したがって、福祉サービス第三者評価事業は、<u>一義的には</u>社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。

また、本事業は、(2)に規定するとおり、 利用者の適切なサービス選択に資するもの ともなり得ることから、社会福祉事業の経 営者は、これらの意義を踏まえ、福祉サー ビス第三者評価を積極的に受審することが 望ましいものであること。

(別添1) 都道府県推進組織に関するガイド ライン

- 4 第三者評価機関の認証
- (3) 第三者評価機関の質の向上

「長野県における福祉サービス第三者評価事業について(指針)」 (平成17年12月15日制定)の9において「事業者は、その施設・事業所ごとに、年1回の第三者評価の受審に努めること。ただし、当分の間は、少なくとも3年に1回以上の第三者評価の受審に努めるものとする。」と規定しており、従前から施設・事業所に受審を促しているところです。

他の都道府県推進組織に関連し、当県のみ

#### 改正された規定等(抜粋)

<u>都道府県推進組織は、</u>質の高い第三者評価機関の確保のため、<u>他の</u>都道府県推進組織で認証を受けている第三者評価機関<u>につ</u>いても認証を行うよう努めるものとする。

- 5 第三者評価基準及び第三者評価の手法
- (2) 第三者評価の方法

第三者評価の方法は、<u>これを受審する事業所の自己評価結果等を活用した</u>書面調査及び訪問調査によって行うものとする。

この際、当該事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。

- 8 第三者評価事業に関する情報公開及び 普及・啓発
- (2) 普及·啓発
- ① 受審率の数値目標の設定及び公表

都道府県推進組織は、第三者評価事業 の受審促進に向けた数値目標の設定及び 公表に努めなければならないものとす る。

② 実施状況の評価等

都道府県推進組織は、<u>受審率など本事業の実施状況の評価を行った上で、</u>第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。

(別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証 ガイドライン

- 2 その他
- (5) 他都道府県の第三者評価機関の認証 各都道府県で認証を受けている第三者 評価機関については、他の都道府県推進 組織においても認証を行うよう努めるも

### 長野県の対応策 (案)

独自の扱いを採ることは適切ではないため、 他県の今後の対応状況等を確認しながら、当 県の関係規程の見直しについて検討していき ます。

「長野県における福祉サービス第三者評価事業について(指針)」の7② 書面調査及び訪問調査で使用する事業評価票において、自己評価票については既に活用しております。

また、「長野県福祉サービス第三者評価機関 認証実施要領第 12 条第 15 号に規定する評価 手法、評価項目等について」(平成 29 年 9 月 1 日施行)の「3 書面調査」(2)イで既存 の資料を活用するなど事業所の負担軽減につ いて、関係規程の見直しも含め検討する予定 です。

受審促進に向けた数値目標の設定や公表については、現状の受審率から福祉サービス別ごとの設定は熟慮を要することから、他県の状況を研究しながら、受審率アップ策の検討も踏まえ、数値目標を設定してまいります。

4 (3) と同じ。

| 改正された規定等(抜粋)                 | 長野県の対応策(案)                   |
|------------------------------|------------------------------|
| <u>のとする。</u>                 |                              |
| (別添3) 福祉サービス第三者評価基準ガイ        | 全国社会福祉協議会から、既出の共通評           |
| ドライン                         | 価基準(高齢者・障害・保育所)の改訂版が         |
|                              | 提示される予定(時期は未定)のため、提示         |
|                              | された後に改定します。                  |
| (別添4) 福祉サービス第三者評価基準ガイ        | 全国社会福祉協議会から、既出の各評価項          |
| ドラインにおける各評価項目の判断基準に          | 目の判断基準に関するガイドライン(高齢          |
| 関するガイドライン                    | 者・障害・保育所)の改訂版が提示される予         |
|                              | 定(時期は未定)のため、提示された後に改         |
|                              | 定します。                        |
| (別添5)福祉サービス第三者評価結果の公         | (別添3) 福祉サービス第三者評価基準ガイ        |
| 表ガイドライン                      | ドラインの改定に伴う改定のため、(別添3)        |
|                              | の改定時に併せて改定します。               |
| (別紙2)平成31年4月1日適用分            |                              |
| (別添1)都道府県推進組織に係るガイドラ         |                              |
| イン                           |                              |
| 2 業務                         |                              |
| ④ 評価調査者養成研修、評価調査者継続研         |                              |
| 修 <u>及び更新時研修</u> に関すること      | 更新時研修については全国社会福祉協議           |
| 3 組織                         | 会において平成 31 年(2019 年) 2 月に、平成 |
| ③ 評価調査者養成研修、評価調査者継続研         | 31 年(2019 年) 4 月に施行されるガイドライ  |
| 修 <u>及び更新時研</u> 修に関すること      | ンとモデルカリキュラムに即した「更新時研         |
| 7 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修        | 修」の試行的な実施が予定されております。         |
| 及び更新時研修                      | また、その「更新時研修」の試行的な実施          |
| 都道府県推進組織は、第三者評価機関の           | の前に、追加の通知等も示される予定があり         |
| 評価調査者(評価調査者の候補を含む。)に         | ます。                          |
| 対して、評価調査者養成研修 <u>、</u> 評価調査者 | これらを踏まえた上で、関係規程の見直し          |
| 継続研修 <u>及び更新時研修</u> を行うものとす  | も含め、当県の対応について検討してまいり         |
| る。                           | ます。                          |
| なお、カリキュラムについては別添6「評          |                              |

価調査者養成研修等モデルカリキュラム」 を参考にするものとし、その講師は原則と して全国社会福祉協議会が実施する評価調 査者指導者研修を修了した者が行うものと

する。

(別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証 ガイドライン

#### 2 その他

(2) 第三者評価機関認証<u>の更新第三者</u> 評価機関の認証は更新することができる。

この際、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数(社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。)が10件以上の場合にあっては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織又は都道府県推進組織が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。

また、以下のいずれかに該当<u>する</u>場合に は、更新は行わないものとする。

- ウ(<u>5</u>)に定める定期的な事業報告又は都道 府県推進組織への協力を行わない場合
- (3) 第三者評価機関認証の取消し

第三者評価機関認証は、(2)において更 新時研修を受講しなければならないにもか かわらず、当該研修を受講していない場合 にあっては、都道府県推進組織が当該都道 府県における当該認証の状況その他の事情 を斟酌した上で、当該認証の継続が必要と 認める場合を除き、原則として取り消すも のとし、同項に掲げる各号のいずれかに該 当した場合にあっては、その有効期間にか かわらず、取り消すものとする。

- (<u>4</u>) 第三者評価機関からの認証辞退の取 扱
- (5) 都道府県推進組織との関係

更新時研修については全国社会福祉協議会において平成31年(2019年)2月に、平成31年(2019年)4月に施行されるガイドラインとモデルカリキュラムに即した「更新時研修」の試行的な実施が予定されております。また、その「更新時研修」の試行的な実施の前に、追加の通知等も示される予定があります。

これらを踏まえた上で、関係規程の見直し も含め、当県の対応について検討してまいり ます。

なお、当県の認証している 7 評価機関のうち、6 評価機関では認証期間が平成 32 年 12 月 14 日までとなっており、1 機関が平成 31 年 11 月 8 日までとなっています。

(3) が追加されたことにより、番号がずれたもの。

## 改正された規定等(抜粋)

長野県の対応策 (案)

(6) 他都道府県の第三者評価機関の認証

(別添6) 評価調査者養成研修等モデルカリ キュラム

# 更新時研修

|    | 7   11   17   17 |            |               |               |
|----|------------------|------------|---------------|---------------|
| 区分 | 研 修<br>課 目       | 形態・<br>時間数 | <u>目的</u>     | <u>内容</u>     |
|    | 1. 社             | 講義・        | 社会福祉          | 社会福祉制度        |
|    | 会福               | 1 時間       | 制度の直          | の直近の制度        |
|    | 祉 制              | 30分        | 近の制度          | 改正の理念、内       |
|    | 度の               |            | 改正の内          | 容等について        |
|    | 動向               |            | 容につい          | 講義を行う。        |
|    |                  |            | て理解す          |               |
|    |                  |            | <u>る。</u>     |               |
|    | 2.分              | 講義・        | 分野ごと          | 分野ごとの第        |
|    | 野ご               | 2 時間       | の第三者          | 三者評価の実        |
|    | <u>との</u>        |            | 評価の実          | 施に当たって、       |
|    | 第三               |            | 施に当た          | 積極的に評価        |
|    | 者 評              |            | って、留意         | すべき取組や        |
|    | 価の               |            | すべきポ          | 留意すべきポ        |
|    | <u>ポイ</u>        |            | <u>イントに</u>   | <u>イントについ</u> |
|    | ント               |            | ついて理          | て講義を行う。       |
|    |                  |            | <u>解 す る。</u> |               |
|    | 3. 演             | 演習・        | 分野ごと          | <u>分野ごとの第</u> |
|    | 習                | 2 時間       | の特徴を          | 三者評価事例        |
|    |                  |            | <u>踏まえた</u>   | や、事業所にお       |
|    |                  |            | 第三者評          | <u>ける先進的な</u> |
|    |                  |            | 価が適切          | 取組について        |
|    |                  |            | に行える          | <u>グループワー</u> |
|    |                  |            | <u>よう、評価</u>  | <u>クを行う。</u>  |
|    |                  |            | の技術や、         |               |
|    |                  |            | 視点を習          |               |
|    |                  |            | <u>得する。</u>   |               |
|    | 4.講              | 全体会・       | 演習の成          | <u>各グループに</u> |
|    | <u>評・ま</u>       | 1 時間       | 果に基づ          | てとりまとめ        |
|    | <u>とめ</u>        |            | <u>いて評価</u>   | た演習の成果        |
|    |                  |            | 調査者と          | を発表し、講師       |
|    |                  |            | して求め          | <u>からの講評を</u> |
|    |                  |            | られる技          | <u>行う。</u>    |
|    |                  |            | 術や態度          |               |
|    |                  |            | 等につい          |               |
|    |                  |            | てあらた          |               |
|    |                  |            | めて理解          |               |
|    |                  |            | <u>を深める。</u>  |               |

当県の対応を検討する際にカリキュラムの 検討も併せて行います。